

令和3年4月24日

保護者の皆様

三木市教育委員会
三木市立別所小学校
校長 高郷裕次

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について
(お知らせとお願い)

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、みだしのことについて、現在の感染状況を踏まえ、国の緊急事態宣言を受け、兵庫県対処方針に基づいた緊急事態措置が発表されました。

保護者の皆様には、ご自身やご家族の体調管理を行い、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを、家庭内で子ども達とともに十分認識し、「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、次の感染防止策を徹底し、日常生活を送るよう、学校と連携した感染対策をお願いします。

学校においては、今後の感染拡大を最小限に抑えるため、引き続き、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を実施しますので、家庭におきましても、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 三木市の緊急事態措置の期間

4月25日（日）～5月11日（火）

2 学校における感染防止対策の徹底

- (1) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。
- (2) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間は、県外での活動は行いません。
- (4) 部活動は、十分な感染防止対策を実施した上で、原則、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内で、学校及びその周辺で行います。練習試合は行いません。
- (5) 緊急事態宣言が発出されている期間は、校外活動や参観日、オープンスクールなどは、延期又は中止とします。

3 家庭における感染防止対策の徹底

- (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。
- (2) 緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族がPCR検査や簡易検査、抗原検査等を受けている場合や発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いいたします。その場合は、出席停止となります。
- (3) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- (4) 緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛をお願いします。

緊急事態宣言発令中！

小・中学生の
みなさんへ

◇ ^{しんがた}新型コロナウイルスの^{かんせんよぼう}感染予防について、
友だちやおうちの人とお話をし、
しっかりと取り組みましょう！

◇ 不安なことや心配なことがあれば、
身近な大人に^{つた}伝えましょう！

家族

学校の先生

ひょうごっ子 ^{なや}SNS ^{そつだんまどぐち}悩み相談窓口



マスクをつけよう！

^{じゅく}塾などの習い事や外で遊ぶ時などでも
いっしょだよ

マスクをはずす食事のときは、
おしゃべりをしないでね！

体温チェックをしよう！



からだの調子が悪いときは、
おうちの人や先生に相談しよう

外出はひかえよう！



「今、^{ひつよう}必要な用事かな？」と考えてみようね
部活動の^{しあい}試合や大会などは会場に行けなくなることが
あるので、心で^{おうえん}応援しよう



^{てあら}手洗い・^{しょうどく}消毒をしよう！

^{まど}窓をあけて、
空気をいれかえよう！



令和3年4月
兵庫県教育委員会